

屋外広告物の管理者資格について

屋外広告物法の改正に伴い、高松市屋外広告物条例が改正され、平成17年10月1日から施行されました。この改正により、一定規模以上の屋外広告物の管理者については資格等が必要となります。

【1 資格等が必要な広告物等の大きさ】

高さが4 mを超えるか、広告表示面積の合計が30㎡を超える広告物等で、許可期間が1年以上の屋外広告物の管理者については、下記の資格要件を満たす者でなければなりません。

【2 資格要件について】

必要な資格等については、次に掲げるものです。

- (1) 国土交通大臣の登録を受けた法人が広告物の表示および掲出物件の設置に関し必要な知識について行う試験に合格した者
- (2) 地方自治体が開催する屋外広告物講習会の課程を修了した者
- (3) 職業能力開発促進法に基づく職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定に合格した者または法定職業訓練を修了した者であって、その職種または訓練科が広告美術科または広告美術仕上げに係るものであったもの
- (4) 市長が、規則で定めるところにより、(1)から(3)に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認定した者
- (5) 屋外広告士資格審査・証明事業に基づく屋外広告士

※ 屋外広告物許可申請に際しましては、
上記の資格等を確認できる書類の添付をお願いします。

<お問い合わせ先>

高松市 都市整備部 都市計画課 都市景観係
〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
電話 087-839-2455 (直通)
e-mail toshikei@city.takamatsu.lg.jp

